

就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業 助成金一括払申請書

(年 月 日 ~ 年 月 日)

一般社団法人 全国農業会議所会長 殿

_____年 __月 __日

農業法人等名

〒

所在地

代表者職氏名

研修実施農業法人等としての指定通知のあった研修活動を実施することとしたので、当該研修に係る助成金の交付を下記の通り申請します。(月別の計画は、別添の通り)
なお、助成金一括払を受領後、研修が中止となった、金額の根拠となる研修を実施しなかった、実施した研修についてその実績報告がなされなかった等の場合には、貴会の指示に従い、受領した助成金のうち研修未実施分を速やかに返還します。

記

研修指導者氏名	
研修生氏名	

1 申請額内訳

区 分	助成対象経費 (円)	備 考
教育研修助成金		
外部講師等謝金		
旅費		
雇用保険料 労災保険料等		
計		
指導者研修費助成		
語学研修費助成 (定住外国人のみ)		
合 計		

※ 各区分の助成対象経費の額は、第16号-2の各区分の額の合計と一致する。

2 助成金の振込口座

フリカナ		
金融機関名		
支店番号	フリカナ	
	支店名	
預金種目 ※選択して下さい	口座番号	
フリカナ		
口座名義人名		

- (注) 1 振込口座は、研修実施農業法人等の取引口座とする。フリカナを必ず記入すること。
2 当該申請書に係る内訳様式就第16号-2を添付すること。
様式就第16号-2は写しを5年間保管すること。
3 研修生を複数名受け入れている場合は、研修生ごとに申請すること。

様式就第16号-2

就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業 助成金一括払申請書

(月別内訳①): 年 月 ~ 年 月)

農業法人等名
研修生氏名

	科 目	申 請 金 額 (円)	備 考
月	(1)教育研修助成金		1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金		1ヶ月の合計額
	(3)旅 費		1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料		1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計		← 月計の上限額97,000円
	(5)指導者研修費		← 年度上限 120,000円
	(6)語学研修費		← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	月計		
月	(1)教育研修助成金		1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金		1ヶ月の合計額
	(3)旅 費		1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料		1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計		← 月計の上限額97,000円
	(5)指導者研修費		← 年度上限 120,000円
	(6)語学研修費		← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	月計		
月	(1)教育研修助成金		1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金		1ヶ月の合計額
	(3)旅 費		1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料		1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計		← 月計の上限額97,000円
	(5)指導者研修費		← 年度上限 120,000円
	(6)語学研修費		← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	月計		
月	(1)教育研修助成金		1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金		1ヶ月の合計額
	(3)旅 費		1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料		1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計		← 月計の上限額97,000円
	(5)指導者研修費		← 年度上限 120,000円
	(6)語学研修費		← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	月計		
合 計	(1)教育研修助成金		← 月額上限 97,000円(※1) × 月数 ← 年額上限 120,000円(※2) ← 最長6ヶ月
	(2)外部講師等謝金		
	(3)旅 費		
	(4)労災保険料、雇用保険料		
	(1)~(4)計		
	(5)指導者研修費		
	(6)語学研修費		
計			

※1 月額上限:97,000円(研修生が「多様な人材」の場合は、月額上限:122,000円)

※2 年上限額:120,000円(研修生が「多様な人材」の場合は、年上限額:420,000円)

(※1※2の合計は年間上限1,200,000円 但し研修生が「多様な人材」の場合は、年間上限1,500,000円)

様式就第16号-2

就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業 助成金一括払申請書

(月別内訳②): 年 月 ~ 年 月)

農業法人等名
研修生氏名

	科 目	申 請 金 額 (円)	備 考
月	(1)教育研修助成金		1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金		1ヶ月の合計額
	(3)旅 費		1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料		1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計		← 月計の上限額97,000円
	(5)指導者研修費		← 年度上限 120,000円
	(6)語学研修費		← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	月計		
月	(1)教育研修助成金		1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金		1ヶ月の合計額
	(3)旅 費		1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料		1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計		← 月計の上限額97,000円
	(5)指導者研修費		← 年度上限 120,000円
	(6)語学研修費		← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	月計		
月	(1)教育研修助成金		1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金		1ヶ月の合計額
	(3)旅 費		1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料		1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計		← 月計の上限額97,000円
	(5)指導者研修費		← 年度上限 120,000円
	(6)語学研修費		← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	月計		
月	(1)教育研修助成金		1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金		1ヶ月の合計額
	(3)旅 費		1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料		1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計		← 月計の上限額97,000円
	(5)指導者研修費		← 年度上限 120,000円
	(6)語学研修費		← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	月計		
合 計	(1)教育研修助成金		← 月額上限 97,000円(※1) × 月数 ← 年額上限 120,000円(※2) ← 最長6ヶ月
	(2)外部講師等謝金		
	(3)旅 費		
	(4)労災保険料、雇用保険料		
	(1)~(4)計		
	(5)指導者研修費		
	(6)語学研修費		
計			

※1 月額上限:97,000円(研修生が「多様な人材」の場合は、月額上限:122,000円)

※2 年上限額:120,000円(研修生が「多様な人材」の場合は、年上限額:420,000円)

(※1※2の合計は年間上限1,200,000円 但し研修生が「多様な人材」の場合は、年間上限1,500,000円)

様式就第16号-2

就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業 助成金一括払申請書

(月別内訳③): 年 月 ~ 年 月)

農業法人等名
研修生氏名

	科 目	申 請 金 額 (円)	備 考
月	(1)教育研修助成金		1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金		1ヶ月の合計額
	(3)旅 費		1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料		1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計		← 月計の上限額97,000円
	(5)指導者研修費		← 年度上限 120,000円
	(6)語学研修費		← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	月計		
月	(1)教育研修助成金		1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金		1ヶ月の合計額
	(3)旅 費		1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料		1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計		← 月計の上限額97,000円
	(5)指導者研修費		← 年度上限 120,000円
	(6)語学研修費		← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	月計		
月	(1)教育研修助成金		1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金		1ヶ月の合計額
	(3)旅 費		1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料		1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計		← 月計の上限額97,000円
	(5)指導者研修費		← 年度上限 120,000円
	(6)語学研修費		← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	月計		
月	(1)教育研修助成金		1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金		1ヶ月の合計額
	(3)旅 費		1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料		1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計		← 月計の上限額97,000円
	(5)指導者研修費		← 年度上限 120,000円
	(6)語学研修費		← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	月計		
合 計	(1)教育研修助成金		← 月額上限 97,000円(※1) × 月数 ← 年額上限 120,000円(※2) ← 最長6ヶ月
	(2)外部講師等謝金		
	(3)旅 費		
	(4)労災保険料、雇用保険料		
	(1)~(4)計		
	(5)指導者研修費		
	(6)語学研修費		
計			

※1 月額上限:97,000円(研修生が「多様な人材」の場合は、月額上限:122,000円)

※2 年上限額:120,000円(研修生が「多様な人材」の場合は、年上限額:420,000円)

(※1※2の合計は年間上限1,200,000円 但し研修生が「多様な人材」の場合は、年間上限1,500,000円)

様式就第16号-2

就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業 助成金一括払申請書

(月別内訳④): 年 月 ~ 年 月)

農業法人等名
研修生氏名

	科 目	申 請 金 額 (円)	備 考
月	(1)教育研修助成金		1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金		1ヶ月の合計額
	(3)旅 費		1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料		1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計		← 月計の上限額97,000円
	(5)指導者研修費		← 年度上限 120,000円
	(6)語学研修費		← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	月計		
月	(1)教育研修助成金		1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金		1ヶ月の合計額
	(3)旅 費		1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料		1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計		← 月計の上限額97,000円
	(5)指導者研修費		← 年度上限 120,000円
	(6)語学研修費		← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	月計		
月	(1)教育研修助成金		1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金		1ヶ月の合計額
	(3)旅 費		1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料		1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計		← 月計の上限額97,000円
	(5)指導者研修費		← 年度上限 120,000円
	(6)語学研修費		← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	月計		
月	(1)教育研修助成金		1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金		1ヶ月の合計額
	(3)旅 費		1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料		1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計		← 月計の上限額97,000円
	(5)指導者研修費		← 年度上限 120,000円
	(6)語学研修費		← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	月計		
合 計	(1)教育研修助成金		← 月額上限 97,000円(※1) × 月数 ← 年額上限 120,000円(※2) ← 最長6ヶ月
	(2)外部講師等謝金		
	(3)旅 費		
	(4)労災保険料、雇用保険料		
	(1)~(4)計		
	(5)指導者研修費		
	(6)語学研修費		
計			

※1 月額上限:97,000円(研修生が「多様な人材」の場合は、月額上限:122,000円)

※2 年上限額:120,000円(研修生が「多様な人材」の場合は、年上限額:420,000円)

(※1※2の合計は年間上限1,200,000円 但し研修生が「多様な人材」の場合は、年間上限1,500,000円)

様式就第16号-2

就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業 助成金一括払申請書

(月別内訳⑤): 年 月 ~ 年 月)

農業法人等名

研修生氏名

	科 目	申 請 金 額 (円)	備 考
月	(1)教育研修助成金		1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金		1ヶ月の合計額
	(3)旅 費		1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料		1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計		← 月計の上限額97,000円
	(5)指導者研修費		← 年度上限 120,000円
	(6)語学研修費		← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	月計		
月	(1)教育研修助成金		1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金		1ヶ月の合計額
	(3)旅 費		1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料		1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計		← 月計の上限額97,000円
	(5)指導者研修費		← 年度上限 120,000円
	(6)語学研修費		← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	月計		
月	(1)教育研修助成金		1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金		1ヶ月の合計額
	(3)旅 費		1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料		1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計		← 月計の上限額97,000円
	(5)指導者研修費		← 年度上限 120,000円
	(6)語学研修費		← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	月計		
月	(1)教育研修助成金		1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金		1ヶ月の合計額
	(3)旅 費		1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料		1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計		← 月計の上限額97,000円
	(5)指導者研修費		← 年度上限 120,000円
	(6)語学研修費		← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	月計		
合 計	(1)教育研修助成金		← 月額上限 97,000円(※1) × 月数 ← 年額上限 120,000円(※2) ← 最長6ヶ月
	(2)外部講師等謝金		
	(3)旅 費		
	(4)労災保険料、雇用保険料		
	(1)~(4)計		
	(5)指導者研修費		
	(6)語学研修費		
計			

※1 月額上限:97,000円(研修生が「多様な人材」の場合は、月額上限:122,000円)

※2 年上限額:120,000円(研修生が「多様な人材」の場合は、年上限額:420,000円)

(※1※2の合計は年間上限1,200,000円 但し研修生が「多様な人材」の場合は、年間上限1,500,000円)